

報告第18号

専決処分の報告について

桜田小学校放課後児童クラブ新築(建築)工事の請負変更契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和元年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 専 決 処 分 書

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- |               |   |
|---------------|---|
| 1 契 約 の 目 的   | 桜田小学校放課後児童クラブ新築(建築)工事                           |
| 2 変 更 請 負 金 額 | 177,681,600円                                    |
| 3 今回変更による増額   | 2,721,600円                                      |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 埼玉県久喜市青毛2丁目5番地18<br>株式会社三嘉ホーム 久喜支店<br>支店長 御 厨 豊 |

平成31年3月19日

久喜市長 梅 田 修 一